

エルゴナジー・Ergonagy

「職業訓練学」の位置と構造田 中 萬 年
戸 田 勝 也**目 次**

| | |
|------------------------|-----|
| I. 「職業訓練学」の潜在性一序にかえて— | 73 |
| II. これまでの職業訓練観 | 76 |
| III. 「職業訓練学」の概念 | 85 |
| IV. 職業訓練と教育等との関係 = 4層論 | 90 |
| V. 職業訓練学の基底学問 = 3領域論 | 98 |
| VI. 職業訓練学の研究対象 | 103 |
| VII. 職業訓練学の利点—結にかえて— | 108 |

I. 「職業訓練学」の潜在性一序にかえて—**<「職業訓練学」への期待>**

さまざまな職業訓練指導員研修のたびごとに「職業訓練とは何か」、「職業訓練の根拠は何か」、「職業訓練の存在意義とは何か」、あるいは「職業訓練の在り方はどのようなものであるべきか」と問われることが少なくない。このような発問の裏には、職業訓練は景気の動向、学校卒業者の変化、そして技術革新の後追いであり、独自の意義が認められないではないか、という悲觀が込められているように感じられてならない。このことは同時に、「職業訓練学」形成の必要性を訴えているともいえる。このように、職業訓練施設、職業能力開発施設で日々の職業訓練を担当しておられる方々の職業訓練学の形成に対する期待が極めて強くかつ大

きいことに圧倒されている。

「職業訓練学」は職業訓練を担当する者にとっての「職への誇り」を持つ基盤となるはずである。この「職への誇り」は、全ての職で自分自身が身を立てると思えるその誇りと同じものである。職業訓練指導員の場合も同様であり、職業訓練を担当することに誇りを持てなければいけない。その誇りは職業訓練の歴史、哲学、倫理、モラルとして明確化されるべきである。それは岩手県の職業訓練指導員が「労働文化の発祥は職業補導から」¹¹⁾の方針で新たな戦後の公共職業訓練を再生しようとしたときの意気込みに代表されるであろう。

職業訓練指導員が職業訓練への誇りを持つとともに、職業訓練の受講者にとっても職業訓練に対する誇りが持てなくてはならないことは当然である。そうでなければ受講者は職業訓練を受ける意味を単なる労働のため、と理解するほかにはない。

我々一人ひとりが「職業訓練への誇り」を持つためには「職業訓練学」としての体系的整理が欠かせない。本稿はその試みである。

ところで、学校における教育のみを「教育」だと考えている日本人に対して職業訓練の意味を解説するのは難しい¹²⁾。このことに関して、「技能者養成規程」の昭和23年の「教習事項」の基準では、「社会」科の「労働」で、「技能者養成」を含めて解説せよということを指示していた。このような指示は昭和26年の「教習事項」の改正で削除され、その後の「職業訓練法」にもないが、職業訓練の解説を怠ってきた我々も怠慢であったことに違いない。それは職業訓練指導員諸氏の責任と言うだけで終わるものではなく、職業訓練界全体の問題である。つまり、「職業訓練学」を形成できなかった職業訓練界全体の責任である。

<「職業訓練学」の意識化>

ところで、「職業訓練学」の形成は、1958（昭和33）年の「職業訓練法」第7条として中央職業訓練所の業務の第一に「職業訓練に関する調

査及び研究を行うこと」と規定されたことにより開始されたということができるよう。この「職業訓練」と「研究」が結びついた言葉は「職業訓練学」の存在を前提としていたと考えてもよいだろう。早川宗八郎職業能力開発大学校校長が、成瀬政男初代校長や宗像元介職業訓練研究センター初代所長等の研究を評価しながらも、「『職業訓練学を市民権を持つ学術分野として構築できずにいるのは能開大30年の怠慢である。』と反省をこめて暴言をはく」と述べている⁴⁾ことはそのことを指しているといえる。関係者の一人として誠に弁解の余地がない。そして、1977（昭和52）年に『職業訓練研究』第1巻が職業訓練研究センターより発行されたことにより、意識的に「職業訓練学」の形成が目指されたといえよう。

この「職業訓練学」という言葉を初めて用いるのは職業訓練大学校元教授の故佐々木輝雄氏であると思われる。佐々木氏は、職業訓練研究発表会において「『職業訓練学』の形成をめざして」との副題を用いて報告している⁵⁾。しかし、氏はその発表で「職業訓練学」の定義はしていなかった。ただ、その発表後の1985年2月26日の「職業訓練論」研修の講義の中で、佐々木氏は、「生きること、働くこと、学ぶことを三位一体に保障することが職業訓練である。」と述べていた⁶⁾。この生きること、働くこと、学ぶこととは、先の研究発表会での予稿に記していた労働政策、産業政策、教育政策に対応するものであることが推測される。また、これらは推察の通り、憲法の生存権、労働権そして教育権に対応している⁷⁾。本稿ではこの佐々木氏の三位一体論を我々の立場から解釈・整理するものである。この時、「教育」の本来の在り方とは何だったのか、「職業訓練」とは何なのか、そして職業訓練と教育との関係はどのようにあるべきか等の明確な理解が必要となる。

<「職業訓練学」の潜在的存在>

ところで、「職業訓練学」を確立し、または「職業訓練学」を構築す

べきとする論を良く考えてみると疑問が同時に起きる。つまり、「職業訓練学」は確立せずとも既に存在しているのではないか、ということである。職業訓練の実践の中にその学はあるのではないか。その存在を我々自身が気付いていないだけなのではなかろうか。あらゆる学問がそうであるように、現実の中に事実があり、その事実を体系化したものが学問になるということを忘れていたのではないだろうか。あえて、構築する必要はないはずである。80年を越える職業訓練の歴史のなかに「職業訓練学」は存在しているはずである。その歴史の中で実践されてきた営みを整理することによって体系化できるのではないか。このように、潜在化している「職業訓練学」を顕在化させる努力が求められていると考えるべきであろう。

しかし、「職業訓練学」の形成は困難であることに間違いないが、関係者の誰かが言い出さねばならない。決して職業訓練の外部から提唱される課題ではない。たしかに、「職業訓練学」を具体的に言葉にしてこなかった我々にも、「職業訓練が学問になるなんて」という心情があり、「職業訓練学」を形成することに確信を持てなかったのではないか。このような考えを脱却する試みとして私論を提起し、これに対して大方のご批判をいただき、「職業訓練学」理論化の始まりとなることを期待したい。

II. これまでの職業訓練観

＜職業訓練の複雜性＞

職業訓練を見る視座とその観点には、まず職業訓練関係者のものがあるが、その他に教育関係者、経済学関係者、労働法関係者等の研究者のもの、あるいは一般の人々のもの等多様にある。また、それぞれの観点にも職業訓練を肯定的に見るもの、否定的に見るものがある。これらを総じていえることは、わが国における職業訓練への見方は、国際的な見

方と大きく異なるようである、ということである。

また、職業訓練の全てを既存の一つの学問で説明することは困難である。これまでも、失業者対策としての労働政策に、進学しない者のための教育政策に、技術革新に遅れないための対策として経済政策に位置づけられてきた。それらは単独ではなく複雑に絡み合っていたので、一つの学問からの見極めが困難であった。このことが職業訓練を理解しにくくしている。つまり、今日では職業訓練は様々な社会的な問題と切り離せなくなっている。例えば宗像元介は「職業訓練にかゝわる問題は、その性格上、技術、教育、心理、経済あるいは社会の各分野にまたがっていることが多い。」と述べている¹⁷⁾。また早川宗八郎は「職業訓練は、臨教審答申の中では生涯職業能力開発という言葉で生涯学習に位置づけられ、学校教育のみならず社会構造や産業形態とも深く係わっていることが示されています。これが職業訓練学の体系作りを困難にしている要因でしょう。」と¹⁸⁾述べている。このように職業訓練はわかりにくい。その理解しにくい最大の要は、早川や宗像が述べるように周辺の学問と不可分であるためである。これを換言すると、これまでの学問が、分化・分析の専門化の学問であったのに対し、「職業訓練学」はおそらく「統合」の学問として体系化しなければならないためと考えられる。

ところで、「職業訓練」の用語は周知の通り、1958（昭和33）年の「職業訓練法」の成立により一般的に用いられるようになった。しかし、職業訓練の営みは「職業訓練法」成立以前から長らく続いて来たのであり、「職業訓練法」が制定されてから始まったのではない。「職業訓練法」制定以前では公共のそれは「職業補導」と呼ばれ、企業内のそれは「技能者養成」と呼ばれてきた。さらに昭和13年以前はより多様な用語が用いられていた¹⁹⁾。

「職業訓練法」が制定された当時、当該法のコメントールでは「職業訓練」を「わが国では、職業訓練の語は、通常学校教育における職業教

育を含まない狭い意味に使われ、労働者に対してその職業に必要な技能及びこれに関する知識を組織的に教習することをさす。」と述べていた⁽¹⁾。今日ではこの文章に疑問が生じないが、この解説には歪曲がある。つまり、「職業訓練の用語は、……使われ」とあるが、先にも紹介したように「職業訓練」の用語は「職業訓練法」制定以後に一般化したのであり、当時「通常……使われ」ていたわけではないからである。また、その「狭い意味」に対し「広い意味」とは後に紹介するILOの定義であるが、「職業訓練法」が制定される以前は労働省もその広い意味で職業訓練を解説していた。例えば、昭和28年10月の『職業安定広報（臨時増刊号）』では「職業訓練行政の体系」の中に、「学校における職業教育」を含めて解説していたのである⁽²⁾。この時の「職業訓練」の概念は明らかに学校教育を含めていたことがわかる。にもかかわらず、「職業訓練法」制定時のコメントールに前記のような解説をしていたということは、職業訓練関係者であり職業訓練を正しく解説すべきコメントールの執筆者である行政官であっても、職業訓練を正しく理解していないことを示している。

また、「職業訓練法」制定時の通達では、「職業訓練行政は、就職の促進、失業の予防及び労働者の地位の向上を図る労働政策としての任務にあわせて、技能水準の向上を通じて産業の振興を図る産業政策としての任務を有するものである……。また、職業訓練も究極においては、技能労働者の人格の完成を目標とするものであり、広義の教育の一環である」としていた⁽³⁾。この観点は、職業訓練は労働政策、産業政策及び教育の任務として成立したと言うだけで、職業訓練そのものの存在意義はそのような関係からは生まれてこない。この観点は次の1969（昭和44）年の（新）「職業訓練法」のコメントールに発展する。すなわち、「職業訓練法は、日本国憲法の規定する職業選択の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、能力に応じてひとしく教育を受ける権利、勤労の権

利等の基本的人権の実質的な内容の実現に寄与するものである」としている⁽⁴³⁾。この解説は今日の「職業能力開発促進法」の解説まで引き継がれている。ここで述べている諸権利は憲法第22条、第25条、第26条、及び第27条の規定を意味しているが、ここからは職業訓練の意義はやはり出てこない。これらの中の一つの国民の権利をとっても、簡単なことではないことは誰の目にも明らかである。それらの諸権利に貢献するのであるから、職業訓練は重要である、という論はわかるようでわからない解説である。その第22条及び第27条は、戦後当初に成立した「職業安定法」における「職業補導」と「労働基準法」における「技能者養成」の根拠規定を紹介したに過ぎない。それに第25条の生存権と第26条の教育権の紹介を加えているが根拠は明らかでない。これを労働省官僚の学習の成果と見る教育学研究者の見方もある⁽⁴⁴⁾が、ここからは「職業訓練学」は生まれない。このような日本の職業訓練観がなぜ生まれるのであろうか。それは職業訓練に関する法律がP.D.アンソニーの言うように「労働に従事しなかった人々によるものである。」からである。「こうした知識人の労働論は語らない多くの働く人々の労働觀とはかけ離れてゐるのではないか」⁽⁴⁵⁾という側面を否めないからではなかろうか。

<「職業訓練」と類似の用語の登場>

ところで、「職業訓練」に類似した用語である「教育訓練」の始まりは、管見では昭和35年の「国民所得倍増計画」⁽⁴⁶⁾である。昭和33年以前には「職業訓練」の使用が一般的ではなかったため、この分野で「訓練」の用語は使用されなかつたはずである。その「所得倍増計画」の「人的能力の向上と科学技術の振興」の章において、「教育訓練は人間能力の開発向上、近代生活にふさわしい人間の形成という両面から重要」と位置づけられた。勿論、ここは学校教育と職業訓練との両者の拡充を説いた章であり、「教育訓練」は「職業訓練」と「学校教育」とを包摂する概念として用いられている。ただ、この「教育訓練」は明らかに組

織（国）の立場からの人材育成論であった。そして、この「国民所得倍増計画」の中の「人材養成論」のみを体系化したものが昭和38年の「人的能力政策に関する答申」¹⁷⁾であった。この人的能力答申は、明治以降のわが国の人材養成を総括し、その後の日本の人材養成の指針を示した答申であった。そこでの「教育訓練」は国の立場から学校教育と職業訓練を含む概念として用いられていたことは無論である。

やがて、「教育・訓練」という用語が使われるようになつた。この用語の使用は主として教育関係者が用いてゐる。これは「国民所得倍増計画」以降のことと推測されるが、確定できていない。この用語の根底には「教育」と「職業訓練」とは異なるとする見方があるようと思われる。「教育・訓練」の用語は職業訓練への差別意識のない人にも使用されることが少なくないが、この用語には職業訓練と教育とは異なるとする区別を前提とした観点であるのではなかろうか。

以上のように、職業訓練に関する見方は多様である。職業訓練を教育とは認めない観点は論外として、わが国の観点に共通する多くの観点は、「職業訓練は教育に含まれる」とする観点である。これは「教育基本法」第7条第1項の「勤労の場所における教育」の規定と同じ観点である。つまり、「教育」には「職業訓練」が含まれているとする観点である。しかし、一般の国民が「教育基本法」のこの規定を知っているわけではなく、わが国の歴史観・文明観・教育観の中から醸成され、国民に理解されているものようである¹⁸⁾。

この「教育」に「職業訓練」を含んでいるとする観点が「民主的な観点である」としている点も職業訓練を好意的に捉える研究者に共通した立場である¹⁹⁾。その論である「教育を受ける権利」という捉え方は人権の論としては論理的に理解しづらいが²⁰⁾、その立場の人々は「教育を受ける権利」があるから「職業訓練を受ける権利」があるとする。

また、労働法学の立場の人も労働者には「職業訓練を受ける権利」が

あるとする。日本の憲法を前提にすれば後述するように、労働法学者が述べるような勤労権に職業訓練は入っていない、という点を整理していない問題がある。この問題を克服しないまま、「職業訓練を受ける権利」は教育権としてあるのか、労働権としてあるのかの佐々木・松林論争に発展する⁽²⁾。両者に共通する点は、企業内教育訓練を全廃し、公共職業訓練に委ねるべきだとする点である。しかし、実体的にも理論的にもこの「企業内教育全廃」論では「職業訓練学」を成立させることは困難である。つまり、その論には以下に述べるような問題を克服し得ないからである。

<「企業内教育」全廃論の盲点>

特に企業内教育全廃論においてわかりにくい点は、第一に、今日の企業内教育にはかっての新規学校卒業者を対象とした入職時の技能者養成だけではなく、管理監督者や、大企業では工場長教育も制度化されているということが理解されているかという点である。第二は、企業内教育はOJTとOffJTに大きく分けられるが、これらをどのように理解するかという点である。そして第三に、全廃後の「公共化」の意味にも二つあるのではないかという点である。一つは、教育訓練の施設を全て公共化するというわかりやすい論がある。もう一つは、施設としての場所は企業の中で行っても、その内容を公共職業訓練として認知するという制度が成り立つということである。

このように整理すると、どうしても「公共化」出来ない教育訓練がまずあるのではないかということが問題となる。

その第一は、企業内教育における管理監督者訓練や、大企業での工場長教育のような教育はほとんど公共化するということは不可能なのではなかろうか。確かに一部、現在でも管理監督者を対象としてTWIや定型的な訓練を公共職業訓練施設で行っているが、全体の管理監督者の教育訓練からみるとほんの一部であるからである。

第二は、OJTの実施率に関する調査はどんな調査をさがしてもないが、それは100%になることがわかっているからである。つまり、どのような中小零細企業であってもOJTを実施していない企業はない。言い換えれば、仕事に関する直接的な教育を企業の外で行うということは、企業内のOJTについてまでも公的訓練施設で訓練しなければならないということであり、その施設は全く企業の工場等と同じ「教育施設」でなければならないということになる。しかし、このような教育施設の運営は不可能であろう。

上のような問題を除いて、主として現在実施されている企業内教育のOff JTを仮に全廃できるとして、そのための条件を考えると次のようになる。

第一に学校教育が普通教育一辺倒を撤廃すべきことである。つまり、普通教育を終えた卒業生が企業に就職しても仕事が出来るはずではなく、それは「就社」でしかないからである。企業は普通教育を終了してきた卒業生を採用し、働いてもらうためには何某かの職業訓練（職業教育）を施さなければならない。その時、必要最低限の教育になるのは必然である。このことが企業内教育を日本では隆盛にしている背景になっている。しかし、対象者によってその職業訓練に差異が出ることになる。企業内教育の全廃論者は学校教育の改革を一体的に論じなければならないはずであるが余り問題にされていないといえる。

第二に、技術革新は日々進むことを考えれば、また、労働者の首を簡単に切れないとすれば、技術革新に遅れないための学習が労働者に求められる。そのような個別の職場で労働者に求められる（これは労働者も期待している）教育訓練を公共機関や学校で制度化することは困難である。そのための対策として個別企業独自の企業内教育があるともいえる。

第三に、公共職業訓練が分担できるのは基礎・基本である。明治時代

ならいざ知らず、企業の先端的な職業訓練を今日では公共機関で訓練出来るはずがない。また、Off J T 化が可能な訓練内容を統一できれば公共化も可能であるが、企業による内容の差がある高度な分野、先端的部分については大学よりも進んでいる場合が多く、そのような内容を公共化出来るわけがない。公共化が可能なのは、基礎的、基本的分野になるはずである。高度な内容を公共化するということは、その企業と全く同じ生産組織あるいは業務組織で訓練をしてからその企業で働くということにならざるを得ない。

第四に、職業訓練や教育の理論は世界に共通的に理解され、支持されなければならないはずである。企業内教育の全廃論は他の国、先進資本主義国、社会主義国に理解されるのであろうか。そのような主張をしている国の研究者を知らないのは筆者のみであろうか。例えばドイツに代表されるように企業内教育を学校教育と連動している国や、香港の「現行学校制度図」に見るよう アジアの諸国でもヨーロッパ文化の影響を受けている国では日本とは異なった学校制度により、職業訓練、企業内教育を意味づけているのである。最も、他の国になくとも優れた理論であればよいが、上に整理したように、原理的に困難な側面があること、また可能性のある分野についても、わが国の学校教育を含めた教育訓練制度では根拠が弱いように思われる。

このように、企業内教育の全廃論を現実化することは不可能であるといえる。後に紹介するように I L O でも在職労働者の向上訓練は企業で行うという立場である。問題は企業内教育を全廃するか否かではなく、企業内教育をどのように公的な教育として確立し、認めるか、ということである。単なる職業訓練の公共化では片付かない。今日の職業訓練、職業能力開発の複雑な発展を見据えて、日本人全ての人々を対象とした教育訓練のシステムを統合する原理を構築することが望まれている。

佐藤忠男が次のように言っていることは傾聴に値する。

所詮、学校でやる職業教育には限界がある。ある一定の職業にはっきりと目標を見定めた者だけをあつめて、半年なり一年なり、集中的にやる職業教育なら効果はあるが、ふつうの学科の合間にときどき職業科目をまじえるというような授業では効果は知れたものである。それよりも、直接、職業の現場で教えることを考えたほうがよい。職業教育を集中的にやる学校と、直接、職業の現場に行って学ぶことと、その二本立てで職業教育をすすめるべきであろう⁽²²⁾。その現場での体験というものをこそ、きちんと評価し、それを学校での学習に勝るとも劣らないものとして意義づけてゆくことが重要なのであろう⁽²³⁾。

この佐藤の提案にはドイツのデュアルシステム的な考え方が潜んでいるようである。しかし、企業内教育の意義を認めているという点では教育論としてユニークである。

<「職業訓練」と教育との逆の位置づけ>

ところで、『日本国語大辞典』は「職業訓練」を「労働者または労働者になろうとする者に職業上必要な技能を身につけさせること。公共職業訓練・事業内職業訓練のほか、広義には学校教育までこれに含まれる。職業補導。」としている⁽²⁴⁾。本辞典は日本語に関しては極めて権威のある辞典である。ここで学校教育が職業訓練に含まれるとしているが、この辞典には珍しく根拠が記されていない。その根拠は推測では国際的な規定であると思われる。すなわち、ILOやユネスコ等の世界に共通する理解である。まず、最初にILOが規定した定義⁽²⁵⁾を見てみよう。

国際労働機構「職業訓練に関する勧告」(1939年)

第1部 定 義／1 この勧告において、

- (a) 『職業訓練』と称するのは、技術的又は職業的知識を習得し又は向上させることができるすべての訓練方法をいい、訓練が学校において施されると作業場において施されるとを問わない。

(b) 『技術及び職業教育』と称するのは、職業訓練のために学校において施されるすべての程度の理論的及び実地的教育をいう。

また、1949年にユネスコが発足し、ILOとの間に協力関係と任務分担が図られることになった。つまりユネスコの1962年の「**技術・職業教育に関する勧告**」は、ILOの「条約」あるいは「勧告」に深い配慮を払い、両機関の調和と協力関係に意を用いている。その定義は次のような文で始まる²⁶⁾。

この勧告は、工業、農業、商業およびこれに関連する業務の分野で、職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。

ILO及びユネスコの規定にあるように、技術・職業教育は職業訓練のための基礎的・基本的教育であるということである。職業訓練、技術教育は極めて関係が深いため、ILOとユネスコとの検討がなされ、統一した条約・勧告にすべきとの意見も出たがそれぞれの機関から出すこととなったという²⁷⁾。これらの国際規約に見るよう、職業訓練は独自の意義を認められていることがわかる。それは決して教育の一環ではないのである。職業訓練は働くことを望む者の労働権を保障する営みなのである。

III. 「職業訓練学」の概念

＜「職業訓練学」とは＞

さきに紹介したようにわが国における職業訓練を論じる立場は、国際的規定の観点がほとんどないといえる。もっとも学問や、研究はそれぞれの学問の立場から自らを位置づけることは自由であり、それぞれの学問で必要でなければ論じなくて良い。職業訓練をいかに位置づけるかは、あくまでもそれぞれの学問の内部事情に過ぎない。既に完成された学問であれば、「職業訓練学」を生み出す必要性はないのである。

見方を変えれば、逆に職業訓練自身が他の学問を位置づけて良いはずである。他から位置づけられるのではなく、自らが自身の存在意義を主張して良いはずである。今まででは自らの立場を主張することが弱かったのである。職業訓練から外の世界（他の諸学問）をみて総合的に関係づける「職業訓練学」を主張して何も不都合はないはずである。それが学問の自由である。職業訓練の立場からの自己主張として「職業訓練学」を体系化すればよいのである。

ところで、先にも紹介したように「職業訓練学」という言葉を最初に用いたのは佐々木輝雄氏であるが、氏はその定義をしていなかった。本稿ではこの課題を避けるわけにはいかないので、とりあえず次のように定義する。

職業訓練学とは、労働者及び労働者になろうとする者の職業的自立を援助する営みである職業訓練に関する学問をいう。

この定義のように「職業訓練学」といっても従来の職業訓練の実践と異なったことを研究することが目的ではない。職業訓練の実践を整理し、今後の実践に役立つように体系化する事が目的である。つまり、現実の職業訓練に関するあらゆる実践がその対象となる。このことについては第6節で述べる。

ここで、疑問が浮かぶ人は少なくないであろう。すなわち、何故に「職業訓練学」であり、「職業能力開発学」ではないのか、と。今日では関係法も「職業能力開発促進法」となっており「職業訓練」は古い言葉ではないのか、と。ところで、わが国で「職業訓練法」から「職業能力開発促進法」に転換した背景にはわが国特有の事情として「職業訓練」が正しく評価されないために新たな言葉を採用して、わが国に職業訓練に代わる言葉を定着させたいとする意図があった。しかし、先に見たように職業訓練とは本来職業能力開発が意味するような幅広い概念であったのである。先に指摘したように、わが国特有の狭い概念として用いる

ようにしたのは昭和33年の「職業訓練法」における定義からであった。また、法律の名称として現在は「職業訓練」を使っていないが、その法の核心は第1条にあるように、「職業訓練」であることに相違ない。なお、「職業能力開発促進法」の訳は“Human Resources Development Promotion Law”である。しかし、ILOが“Convention Concerning Vocational Guidance and Vocational Training in the Development of Human Resources”（和訳では「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約」）を採択しているように、“Human Resources Development”は国際的な用い方としては「人的資源開発」であり、わが国における使用法とは異なっている。本稿でめざす「職業訓練学」は国際的に共通理解が得られるように整理すべきであると考えるので、英訳すると混乱する「職業能力開発学」を用いないことにする。“Vocational Training”は国際的に共通していると思うからである。

＜「職業訓練学」による「教育学」と「成人教育学」との統合＞

ところで、「職業訓練」は「仕事を伝授する営み」とすれば、「職業訓練」に最も類似した営みに教育がある。その教育に関する学問である「教育学」はペタゴジー (pedagogy) といわれ、語意は子ども (paid) を導く (agogus) という意であるという¹²⁸⁾。わが国において職業に関する教育論を展開することを無視、あるいは軽視していることは、ペタゴジーのままに理解されているからであろうか。しかし、個人の個性の發揮を職業と無関係に論じられるわけがない。また、近年は子どもの教育だけでは不十分として大人の教育が問題となっている。その大人の教育である「成人教育学」はアンドラゴジー (andragogy) といわれ、語意は大人 (andraus) を導く (agogus) という意であるという¹²⁹⁾。しかし、子どもと大人を区別する必要はなく、上の両者を兼ね備えてトータルに人の教育を考えるべきである。また、PedagogyとAndragogyの両者とも人を導く目標が定かでない。

さらに日本人の人材養成システムを「重ね餅論」⁽³⁰⁾ より見ると、一段目は学校教育であり、二段目は企業内教育である。この一段目の役割には公共養成訓練も含まれるが、わが国では学校以外の方法は考慮されていないといえる。また二段目には公共在職者訓練の役割も含まれるが、わが国の「成人教育」論では職業的指向性が弱い。教育論的な宮原の定義⁽³¹⁾によらずとも、本来人間は職業的に自立するために「職業志向的である」⁽³²⁾ はずである。この意味では子どもと大人を区別する必要はなく、ペタゴジーとアンドラゴジーの両者を兼ね備えてトータルに人の教育を考えるべきである。この論を発展させると、子どもも大人も職業へ導く、あるいは仕事を指導する「教育学」になるはずである⁽³³⁾。

つまり、わが国の教育論では職業、あるいは労働を教育から意図的に切斷しているといえることである。これまでにも「教育と労働の結合」は主張されてきたが、具体的なイメージが出来なかったといえる。わが国の場合には“pedagogy”をその語源の意のままに受け取っているのではないか。しかし、アメリカの教育学研究者の見方は異なる。教育と職業・労働との関係を意識的に論じることは、欧米の場合不要なことのようである。例えば、マイク・エバース博士の次のような私信に見ることができる。

I believe that pedagogy and andragogy are fundamental to vocational technical education.

しかもエバース博士は再度次のように述べてきた。

My previous comments were a summary of other researchers ideas about education.

つまり、アメリカの多くの研究者が、ペタゴジーとアンドラゴジーは職業技術教育への基本だと考えているといえる。これは I L O とユネスコの定義に通じる。Base Ballと野球はルールが同じであるので、日米間で、あるいは国際的な試合が可能である。しかし、“Education”と「教育」

とでは定義が異なり同一の基盤になつてゐないため、議論がかみ合つていなかることが予想される。国際的に異質で孤立した観のあるわが国の教育觀を世界に通用する觀念にする必要があると考える。

そこで「仕事」、「働き」及び「活力」の意がある、また物理学のエネルギー や「仕事」の単位である「エルグerg」の語源でもあるergon（エルゴン）というギリシャ語を用い、仕事(ergon) + 導く(agogus) ⇒ ergonagyエルゴナジーという概念を提起したい。エルゴナジーは個人の職業的自立を目指した、労働者(学習者)が生き、働き、学ぶための学習を助ける営みである、としたい。これはあえて日本語で記せば「職業訓練学」になるはずである。このエルゴナジーはペタゴジーとアンドラゴジーを包摂するものである。諸々の国際規約における職業訓練関係規定と教育規定との関係と比較してみると、このようなエルゴナジーの概念は当を得ているといえる。

さて、職業訓練は人間の営みにどのように位置付くのであろうか。次節で整理するが、定義に關係するので簡単に述べておく。先ず職業訓練は第4節に紹介する「世界人権宣言」等の規定にあるように、人権を3層構造としてその一つの層として考える。つまり、まず人権としての「生存権」があり、その生存権を保障するものとして「労働権」がある。この労働権を保障するものが「教育権」である。このように人権としての3層は下から「教育権」、「労働権」、「生存権」となる。そして労働権を保障するものとして「職業訓練権」があるとする。職業訓練権を労働権の中に位置づければ3層構造であるといつてもよいが、職業訓練を明確にするために職業訓練権を分離した4層構造の方がわかりやすい³⁰⁾。

このような整理は極めて常識的であると思う。一般に言う「良い会社に入るために良い学校に入る」ということは、その当否は別として、意味するところは労働・職業のための教育ということを表している。これが世の常識であろう。

また、「職業訓練学」を成り立たせる不可欠の基底の学問としてはどのような学問があるだろうか。これについては第5節で述べるが、それは「経済学」「社会学」および「技術学」の三分野が重要であると考える。「技術学」とは「工学」のみをいうのではなく、主として職業訓練の内容となりうる様々な「技術」の学問のことである。例えばコミュニケーションも人間関係の技術である。従って、よく職業訓練と比較される教育学は土台ではなく、上に述べたように職業訓練権を保障するための基礎的構成要素ということになる。先にも述べたように、職業訓練は労働者の労働権を保障するために様々な学問と職業訓練独自の新たな知見を統合することによってはじめて形成しうると考えられる。

IV. 職業訓練と教育等との関係＝4層論

＜日本の「教育」観＞

学ぶ・指導するという営みの類似性から好むと好まざるとにかくわらず職業訓練は教育と比較されてきた。大多数の人からは好意的に職業訓練は見られてきたが、そのような好意的な人々も職業訓練は教育の一部であると考える人が多いようだ。また、一般に教育（学）者は「職業訓練を一段低く見ている」という。今日のように民主的感覚が一般化した時代であるといつても、教育学関係の研究者さえ未だに「根底には、職業訓練を教育より一段劣るものと見て、教育とは区別し、教育ではないとする考え方があると思われる」¹¹⁵⁾という。この指摘は、教育学研究者からの職業訓練の擁護論であるが、この観点にも前提として「職業訓練は教育の一部」である、と考える日本的な観点があるといえる。しかし、この論は「何故にそうなのか」は明解でない。同時に「その逆では何故に駄目なのか」の説明もない。「職業訓練を教育の範疇として考える」という教育観では、学歴主義はなくならない。従って、学歴以外の能力の尊重も社会に育たないことになる。

一般的に日本においては職業に関する教育論は軽視される傾向にある。日本における既存の教育学概念では、職業に関する論を展開することは、資本の要請を代行するものだとする論が大合唱されるようにタブーとなっている。Callingあるいは Vocation と JobあるいはOccupationとの区別もせずにである。また、本来学校は子ども達が社会へ出るための準備機関であるべきことを不問にしてである。

この問題は佐藤の言う「義務教育というものがもたらした最大のマイナス面として、労働者が労働者であることに誇りをもてなくなった」⁽³⁶⁾と指摘していることとも関係している。そして、熊沢の言う「戦後民主主義教育の光と影」⁽³⁷⁾の光の部分にも問題があったのではなかろうか。学校は職業（労働）とあまりにも離反してしまったといえよう。

これまで、教育制度の比較研究は多々行われ、多くの知見を蓄積している。しかし、日本の教育研究者の多くは職業訓練を正しく位置づけていないため、欧米の教育制度の意味が理解されていないことが多い。例えば、香港の学校制度には明確に職業訓練が位置付いているが、このような制度になる背景としての教育観があるはずである。香港の例はイギリスの教育観を引き継ぐものと思われるし、欧米の教育観の基底に共通するものだと思われる。しかし、わが国では職業訓練は完全に学校教育と切り離されている。

このようにわが国と欧米とで大きな違いがあるのは、学校が、欧米では、仕事、労働の中から国民の必要に応じて成立したのに対し、わが国では政府の必要により、「学問は身を立てるの財本」(明治5年「学制序文」)として国民に功利主義観を植え付けることから成立したこととの差ではなかろうか。つまり、“Education”とは異なったわが国独特の教育観が成立した根本的な要因は、わが国の近代化過程に潜在していたのである。即ち、教育とEducationとの見方の差が生じたのは“身を立てる財本”との政策的認識が大きな要因であろう。このことが、佐藤のいう日本の

近代的学校教育が、労働者の誇りを持てなくしたのではなかろうか。

換言すれば、わが国の教育問題の一つの大きな要因は、職業訓練を軽視、あるいは無視してきたことにより派生した結果である。つまり、日本の学校は学校卒業後の社会で働く子ども達のことを見ない教育であるといえないか。その典型が普通教育への盲信である。将来の“変革への対応”的と称して普通教育の有効性のみを主張した日本人の教育観が問われている。なぜなら、普通教育では子ども達を就職させ得るわけではなく、それは「就社」であるからである。就社で入ってきた新入社員を企業がその企業の必要に応じて「企業内教育」をすることが必要になるのは当然であるからである。普通教育は企業戦士の卵を養成しているに過ぎないのである。普通教育は企業にとって好都合だったのである。

<「教育」と「労働」の関係>

教育は労働問題と不可分の関係がある。労働の問題を意識していない教育論は空論になりやすい。このことを戦後最初に論じた宮原はさきに紹介したように「すべての教育は職業を目的とする教育と考えたいのです。人間教育すなわち職業教育です」と述べていた。しかし、宮原の論はその後の高度経済成長の下で、「生産主義的普通教育論」へと変化した感がある⁽³⁸⁾。「教育」の本来の問題を考えるとすれば、上の宮原論の再認識が必要であると考える。

ところで、職業訓練と技術教育、あるいは職業教育は、内容的に区別することは極めて困難である。すなわち、学校において行なわれる職業教育あるいは技術教育と、学校卒業者の主として労働者に対して行なわれるそれを内容で区別することは困難である。つまり、わが国の教育の立場からの職業訓練の内容である「技術教育」あるいは「職業教育」についての位置づけには二つあることがわかる。一つは学校教育としての「技術教育」として考える立場であり、他の一つは「社会教育」として考える立場である。技術教育の立場からは「職業教育」であるとされ、

社会教育の立場からは職業訓練は「労働者教育」であるとされる。既存の論ではそれらの区分は明確でなく、それぞれの都合から論じられているといえる。つまり、営みとしての職業訓練の内容は学校の技術教育と「社会教育」とのどちらに連続しているのかという関係がわが国の教育の立場ではあいまいである。

労働法の大和田は新たな「職業教育」観を提起して、その「職業教育」に職業訓練を含めるという提言をしている³⁹⁾。しかし、すでに既存の用語としても存在している「職業教育」は「教育」の一部であり新しい概念として意味づけることは容易ではない。それは、一般的な理解として、先に述べた「教育」に職業訓練を含める論と同じに受け取られるであろう。また、大和田の論は、企業内教育を全廃する論でもあるが、既に述べたように企業内教育を全廃出来るわけがない。従って大和田の「職業教育」論を支持するわけにいかない。

このような状況の中で、最近ようやく技術教育の位置づけが見直されてきた。その端緒は、技術教育研究会がユネスコの論を応用して、「技術および労働の世界への手ほどき」⁴⁰⁾としていることに表れている。

＜世界の「職業訓練」の位置づけ＞

職業訓練と教育との関係の位置づけ方は立場によってさまざまに異なるであろう。まず、世界的な共通認識となっている国連の「世界人権宣言」の立場を見てみたい。この「世界人権宣言」には職業訓練に関する重要な規定が盛り込まれているからである。その第23条[労働の権利]には次のように規定されている⁴¹⁾。

すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を得、および失業に対する保護を受ける権利を有する。

つまり労働権において「失業に対する保護」として、失業者が再就職するための職業訓練を受ける権利を規定していることがわかる。しかし、「失業に対する保護」とは失業者になった労働者ばかりでなく、失業を

予防するための職業訓練をも意味しているはずである。すなわち、在職者訓練である。これらの職業訓練が労働権として規定されていると考えることができる。残念ながらこの事実についてはわが国ではこれまでほとんど論じられて来なかった。「職業訓練を受ける労働者の権利」としての論にも何故か引用されず、全く人権と職業訓練が関係ないような現象がわが国では生じている。

そして第26条〔教育への権利〕には次のように規定されている。

技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、……

つまり、技術教育や職業教育は社会において利用可能な教育でなければならないことが強調されていることがわかる。

この「世界人権宣言」の労働や教育の側面をより詳しく宣言したものとして「**経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約**（国際人権規約A規約）」がある。その第6条〔労働の権利〕では次のように規定されている¹²⁾。

2 この規約の締結国が1の権利の完全な実現を達成するためとする措置には、個人に対して基本的な政治的及び経済的自由を保障する条件の下で着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。

ここでは明確に人間の「経済的、社会的、文化的権利」として職業訓練が規定されている。そして第13条〔教育についての権利〕では

2 (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の斬新的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

と規定している。

これらの国連決議で共通する重要な点は、いずれも労働権を教育権よりも先に規定し、その重要性を明確にしていることである。条文の順序が重要であることについては、日本教育学会前会長の堀尾輝久も指摘しているところである¹⁴⁾。すなわち、国際的立場は労働権の一部である職業訓練への権利を教育への権利よりも明らかに上位に位置付けているということになる。各種の国際規約は生存権を保障するために労働権があり、労働権を具体化するために学習権を位置付けているということを見れば、わが国の教育観の方が逆転していることがわかる。我が国のように、職業訓練を教育に「含める」とか「含めない」とかではなく、人権の立場からは明らかに労働権のなかに職業訓練権が含まれているのであり、その労働権を保障するために教育があることになっている。従って国際規程においては「職業訓練」の保障のために「教育」があると捉えられていることを示しているといえよう。

香港の学校制度には、「職業訓練」と「学徒訓練」（これは徒弟制度のことである。）を明確に位置づけている。香港だけでなく、ヨーロッパの影響を受けた国の教育制度は類似の制度を持っている。このような関係が制度化されることは義務教育規定がイギリスにおいては「工場法」により実質化されたことを考えれば不思議ではない¹⁵⁾。

ユニセフの「働くなければ生きられない子どもたち」という次のような意見広告¹⁶⁾は世界の常識を代表しているといえよう。

働く子どもたちの多くは、生活に余裕ができたら学校に行きたいと考えています。貧しくて学校に行くことが出来ない子どもは、生活に必要な知識や技能を身につけることができず、読み書きができなければ、まともな仕事に就くことができません。まともな仕事ができなければ貧困から抜け出すことはほとんど不可能です。働く子どもは、この出口のない状態から抜け出す可能性を否定されているのです。そればかりか、自分の子どもたちもまた、同じ不幸な人生

を繰り返さざるを得ないです。貧困が解決されない限り、この悪循環が無限に続きます。

この意見には生存権と労働権および学習権の関係が明確に表されているばかりでなく、学校で「生活に必要な知識や技能」を習得すべきことが表明されている。これは国際規約における三者の関係を表している。十年ほど前に、アフリカの職業訓練指導員から「日本の学校はどうして職業訓練をしないのか」という質問を受けたことがあるが、同様なことを意味しているようだ。

＜わが国の先進的意見＞

かってジャーナリストの楠原は、「職業補導は、人類生存の本然性に基づき、人をして社会的饗宴の席より迫る、憂いを無からしむる為に、各人の社会的技能を向上進化せしめん事を目的とする、即ち生存権肯定の思想の上に起ち其の平衡を失せしめざらん事に努力するものにして、失業問題とは二にして一なる問題である。／職業の補導は……、各人の人格を認めて而して後補導さる、筈のものであつて、慈惠的に、其の人格を蹂躪して為さるべきものではない。職業の補導は人的存在の助長であるが、救済ではないのである。是れを救済と解釈し得られない事はないがかく解釈するは其の當を得ないのである」（傍点原著者）と述べていた¹⁴⁾。この指摘は今日にも通じる職業訓練の意義であるといえる。また森戸・大河内・藤林も戦後同様な事を主張していた¹⁵⁾。このような主張は、宮原の論と同様にわが国の景気の回復と共に次第にか細くなつたのである。

中学校までの算数や国語力が十分に身に付いてない生徒を訓練している職業訓練指導員がよく、「何故に学校教育の尻拭いまでしなければならないのか」という疑問を呈することがある。この疑問に対して、これまで明確に答えられなかった。この疑問に応えることは「職業能力開発促進法」のコメントールのような職業訓練の位置付けでは困難である

ことを示している。しかし、それは、「尻拭いではなく、生徒の労働権を保障するために必要なのだ」と考えなければならないのである。そうすれば職業訓練の意義も明確に位置付くといえよう。最近、労働省の職業能力開発政策が、中学校卒業者の訓練から撤退するかのような姿勢が窺えるのは、位置付けとして正しいのか吟味すべきであろう。特に「教育の権利を保障するための職業能力開発」としている限りにおいては論理的にも矛盾していることになる。

最新の（学校）「教育改革」は「生きる力を育む教育」¹⁸だそうであるが、しかし、その対策は目標とはほど遠いものになっている。それは学校後の労働あるいは職業を目標と内容に組み込まなければ不可能であろう。その指標は、個性を尊重しなければ成り立たない職業訓練の位置づけにかかっているように思われる。

つまり、職業訓練は労働権を保障するための営みであり、職業訓練を保障するために学校教育があると考えるべきである。すると、「教育」→「職業訓練」→「労働」→「生」という四層構造で職業訓練が位置付くことになる。人間の人権を保障するための不可欠な職業訓練であることがわかる。

＜職業訓練の公共性＞

労働者のための職業訓練が労働者にとっての権利である、とすれば、当然のこととしてその職業訓練は公的に運営されるべきである。そこに私的な判断が入る余地は無くなるはずである。「公共職業訓練」とは、これまで政府または地方公共団体が実施してきた職業訓練を指していたが、このような権利論の立場からは明確には論じられてこなかった。「職業訓練の公共性」とは公共職業訓練を含み、あらゆる労働者に対する職業訓練が公共的性格を有するという意味である。このように考えれば、職業訓練は全て公的な制度として再構築されるべきであると言うことになる。

V. 職業訓練学の基底学問＝3領域論

＜職業訓練の基盤＞

職業訓練は諸学問の重複するところで成立している。従って、それらの学問との関連を構造的に整理しておかなければならぬ。この既存の学問との関係についての整理は、一般の学問であれば問われないが、職業訓練はわが国では懐疑的に見られているために何處に位置付くか、という疑問が必ず出ることが予想される。この疑問には応えねばならない。職業訓練の実践にとって不可欠な分野を考えると、特に次の三つではなかろうか。

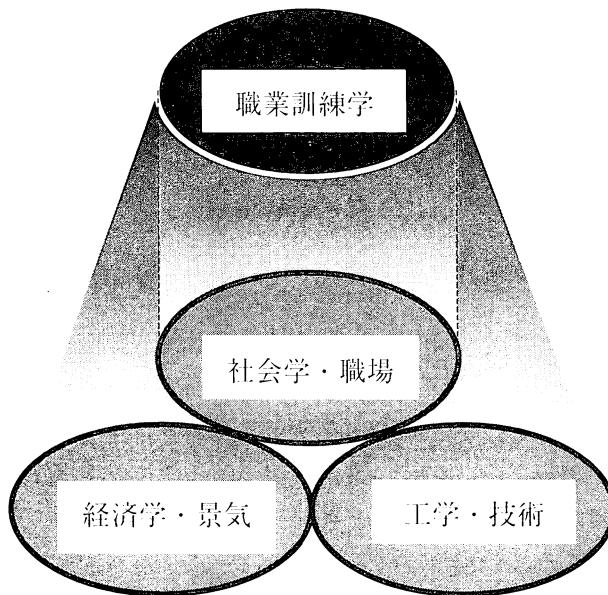
先ず一つは、労働者が学ぶ内容である。学んだ結果労働者が働くときに発揮する能力の内容である。職業訓練としての内容が何かは重要な要素となる。これは「技術学」である。しかし狭い意味での工学に限定されない技術全般である。この場合は「技能」も同義語として考える。このような技術学を学ぶために学校教育が必要となることも自明の理である。その内容は対象者や政策理念との関係も出てくる。職業訓練の歴史をこの内容論で見ても法律の歴史とは異なった理解が可能となる⁽¹⁰⁾。

二つ目は、労働者が働く場所、即ち職場の問題である。労働者が働く職場の人間関係や組織に関する社会学である。労働者は一人では生きていけないとすれば、人との関係の在り方が問題となる。直接的には現代では個人で行う仕事・職業よりも、集団で行うものが多い。近代的な合理化が進んだ職業ほどその傾向は強い。そのような集団としての社会を無視した職業訓練は成立しないという意味である。つまり、職場がある企業は地域という社会に構成されているのであり、その地域を重視しなければならないという意味である。勿論、「地域」の範囲の取り方もテーマによって異なるであろう。

三つ目は、労働者が生きることを可能とする経済である。労働者が働

き、発揮した能力が経済活動として有意味の価値を持たなければならぬということである。原始社会を除いて、人間の生きる社会では経済的な関係を無視しては生きられない。つまり、経済学を考慮しない職業訓練は成り立たないという意味である。

「職業訓練学」の3基底領域



これら三つの学問が「職業訓練学」の基礎を構成する上台である。あるいは三領域である。これら三つの学問の力を借りることによって、「職業訓練学」を形成することができるはずである。それをあえて図示すれば図のようになる。

先に述べた「職業訓練学」は「統合の学問である」ということは、少なくともこれらの技術学、経済学及び社会学を統合的に見据えなければならないことを意味している。勿論、教育学や職業訓練独自の研究を加

味しなければならない。

<「学問」としての「職業訓練学」>

ここで、職業訓練学（エルゴナジー）と言った場合、その「学」とは何か、「学問」とは何かということが気になる。いくつかの辞書を調べてみよう。

『広辞苑（第5版）』では「①勉学すること。武芸などに対して、学芸を修めること。また、そうして得られた知識。②一定の理論に基づいて体系化された知識と方法。」としている。

また、『新明解国語辞典（第3版）』では、「（学校で）今まで知らなかつた知識を教わり覚えること。」としている。

そして、『大日本国語辞典』では「①武芸などに対し、漢詩文、仏典、和歌など、広く学芸一般について学習し、体得すること。ものまなび。②先生についたり、また、書物を読むことなどによって身につけた学芸。習得した知識。学識。③一定の原理に従って、体系的に組織化された知識や方法。哲学、文学、科学など。学。」としている。

以上のように、「学問」は第一義的には「学習」と同義語に扱われていることがわかる。この意味の英語は“learning”であろう。本稿に関して職業訓練関係者以外から問題とされるのは『広辞苑』の②および『大日本国語大辞典』の③の概念である。しかし、「一定の理論」や「一定の原理」は自然に存在するものもあれば、意図的に体系化されたものもある。「職業訓練学」も同じはずである。理論が先にあるのではなく、形成するものである。そのための「職業訓練学」であるといえる。

このように、「学問」といっても取り立てて難しいことを確立しなければならないことではないことがわかる。要は「学問」という者の“心意気”にかかるということであろう。はじめに述べたように、我々がこれまで、「職業訓練学」を明確にしなかったことも、この心意気が弱かったということであろう。

結局「職業訓練学」を形成するといつても、これまで実践されてきた営みや、試みられて来た職業訓練に関する議論をことさらに変える必要があるわけではない。「職業訓練学」の追求とは、より積極的に職業訓練に関する実践や論を公表し、社会の“常識”を正し、職業訓練の今後の発展に寄与する情報整理を行うこと、であるといえる。

また、これまで「学問」というと専門化することと同義のように考えられていたが、分化し専門化するだけでは職業訓練は展開できない。要は、職業訓練の営みについて「探求する気持ち」を持つ必要がある。その時、その議論が「学」であると信じ、実践することである。ただ闇雲に探求しても意味はなく、何を目指して探求するか、ということである。それは「個人の職業的自律」を目指す学問である、ということであろう。「個人の職業的自律」を考えること、実践することは「職業訓練学」を形成しているということになる。そう考えて良いはずである。

しかし、「個人の職業的自律」といっても全て「個人」側からアプローチしなければならないということではない。個人が所属する企業や社会から見ても当然良い。ただ、この場合であっても、展望としては「個人の職業的自律」を考えておかなければならぬといえよう。そうでなければその研究は労務管理論になるであろうから。

「職業訓練学」は「職業訓練の実践」を職業とする人々の「職業的哲学」である。これは職業訓練を遂行するにあたっての美学、伝統、歴史等すべてを含んだものであるべきと考える。このような「職業訓練学」への関心は職業訓練への愛着を表すバロメータともいえる。

<「職業訓練学」形成の条件>

このような「職業訓練学」の形成のためには、対外的に二つの方策を緊急に考えなければならない。第一点は、『エルゴナジー（職業訓練学）全集』または『職業能力開発全集』の刊行である。最低でも10巻、可能なら20巻程度に編集し、職業訓練の歴史、実態及び課題についての全て

を明らかにするような全集にすべきである。これにより職業訓練を世間に正しく体系的に理解してもらう事が可能となる。また、職業訓練に携わる者の立場からは、自分の実践を位置づけることが可能となり、そしてどのように課題を乗り越えるべきかの方向を見いだす指針となるはずである。

第二は、学会の設立である。つまり、「職業訓練学」（エルゴナジー）形成のためには「日本エルゴナジー学会」の設立が不可欠である。結局は学会として認められることが善し悪しは別として、今日における「学」の確立になる最も客観的（具体的）な評価なのではなかろうか。教育学関係の学会は、昭和30年前後は13学会であったが、昨今は80を越える学会が設立されているという。このうち、70団体が学術会議に登録されており、戦後初期の10数団体からの激増は、教育学の発展を示しているのであろう。教育関係に限らず、昨今の学会の創立は科学の発展と比例している。職業訓練学会が設立されておかしいとする状況は全くない。学会には職業訓練に携わる実践家、行政官、企業や様々な担当者、および職業訓練に興味を持つ研究者等に参加を呼びかけて行くべきである。学会であれば学術会議に申請すべきであろう。それは労働関係学会として登録すべきであろう。しかし、職業訓練の位置づけと同時に、わが国では教育学との位置づけを明確にすべきであろう。国際的な学会も創立すべきである。特に、アジアの儒教・仏教の国では職業訓練が日本の位置づけになっている恐れが大きいので、これらの国と連携して「東アジアエルゴナジー学会」を早急に設立すべきということになる。

フロイトの「精神分析学」も、柳田国男の「民族学」も、そして永井博士の「放射線学」も当初は既存の学問から疎んじられたのであった。また、昨今は「漫画学」さえ議論される状況である。社会が奇異にみる見方を恐れて、何時までも「職業訓練学」の形成を引き延ばしにしておくことはできない。平成13年度に開校を目指している国際工芸技能大学

(仮称；通称は職人大学)では、「工芸技能学」という用語を用いてその学問としての確立を既に表明している。一方、職業能力開発大学校は開学30年を越えて未だ「職業訓練学」を表明できていないことは、早川校長が指摘するように、むしろ異様であるといえるかも知れない。

学問は一般の常識を覆すところに発生するが、一方、一般の理解を無視し常識として支持されないところには成立しない。「職業訓練学」エルゴナジーの形成は全く根拠のない論ではないことが整理できたと思う。

VI. 職業訓練学の研究対象

それでは、その「職業訓練学」エルゴナジーはどのような事を研究すべきなのであろうか。「職業訓練学」はその定義からあらゆる職業訓練の営みを対象とすることになる。それは職業訓練に関する歴史的、社会的、諸外国との対比を含む営みである。特にわが国では看過されている古今東西の徒弟制度を含んで考察されるべきである。それらの研究対象を大まかに課題別に列挙すれば、次のようになるであろう。

① 職業訓練の存在意義について論じること

この課題は職業訓練のレーンデールに関することである。職業訓練とは何か、等の諸科学との関係を問題にすることも対象となる。働く者(労働者)の「生きること」、「働くこと」、「学ぶこと」の保障について論じること等である。この問題を論じることが重要なことは、既にご理解戴けたと思う。

今日の学校教育がほとんど職業に関する子ども達の進路を指導していないことは周知のことである。また、学歴とは教育期間＝学習時間である。職業訓練は学歴主義への批判者として職業の能力を問題にしているはずである。学校を終えた若者は職業に就き、働き、自分の生計を立て

なければならない。人々が働き、「良い仕事」をするためには職業訓練が必要であることは言を待たない。また、大人も大半は仕事に就いており、社会の変化、技術革新の進展に対応するための学習は必須である。そして、職業能力開発施設における職業訓練の受講者等の、これらの人々に勇気を与える必要がある。

② 受講者について論じること

労働者には在職者、求職者（失業者・離転職者・学校卒業者・家庭婦人等）、障害者、女性、外国人等が考えられるが、これらの受講者によって職業訓練の考え方も整備の仕方も異なるてくるからである。

同時に修了生（者）について論じる必要もある。職業訓練を受講した人と、そうでない人の意識の差異を明らかにすることにより、職業訓練の意味等を論じることが可能となるからである。

③ 職業訓練の制度・政策を論じること

制度・政策は何もお役人だけの専有物ではない。歴史的にも職業訓練施設の実態の中から政策化されていることがいくつもある。社会、技術の発展に合わせた職業訓練の展開が求められるが、その変化に最も敏感なのは職業訓練の実践の現場である。職業訓練の現場からの政策提言が重要なのである。勿論、様々な研究の立場から有るべき職業訓練の政策を論じてよい。

④ 「技能」とその意味を論じること

職業訓練は「技能の訓練」と表裏の関係として論じられてきた。一時期は政策がそのように提示したこともある。しかし、「技能」についての哲学、捉え方は論者によって多様にある。この技能については簡単にある一つの論に統一することは困難であると思われる。しかし、技能を看過しては「職業訓練学」は成立しないのも事実であろう。技能と技術との関係も重要な問題となってくる。

⑤ 教える内容を論じること

職業訓練の内容は如何にあるべきかを論じることである。この論には職業訓練のカリキュラムやコース開発も含まれる。この内容論も対象者により異なるのは当然である。

訓練の内容論といえば、教育学の遺産を参考にすべきだが、その論をすべて前提とすべきではない。それは職業訓練独自の在り方を求めるべきであるということである。職業訓練の内容論は教育学の内容論と異なっても何ら差し障りはないと考えるべきである。これは教育学との関係が大きな問題になる点もある。職業訓練の関係者に学校教育を批判しつつ、その実態の追随に終わっている人もいる。

教育学においても実質陶冶と形式陶冶の論議があるが、職業訓練では実質を重んじるべきであることは当然である。しかし形式陶冶を無視してよいということではない。

職業訓練の内容については職業訓練のるべき姿から考察すべきである。訓練の内容は技術に傾斜しやすい。技術革新の今日、その重要性を否定すべきではないが、すべてが技術で片付くはずはないからである。

⑥ 「モノづくり学習」(実技・実習)の意味を論じること

上の⑤に関連して実習の教育学的整理は十分になされていない。それは単位制についても同様である。職業訓練から見たこれらの課題も重要であろう。

実技・実習は現場実習と体験実習という側面を有している。これは生産現場での体験は実習場では困難であることと関係する。現場体験の優れた面を如何に実習として経験させるかという問題になる。

実習の現場委託とOJTとの関連の問題を解明すべき事は多い。

⑦ 職業資格・技能検定の意味を論じること

職業訓練の結果として受講者に職業能力が備わらなかつたら無意味である。その評価の尺度が職業資格である。この「職業資格」の概念についても今日様々であるが、この問題の整理も十分ではない。例えば、学

歴も一つの職業資格とする論もある。しかし、学歴による求人差別も厳然としてある以上、職業訓練による職業資格の課題を看過することは出来ない。

⑧ 「教える方法」を論じること

職業訓練は個性を尊重しなければ成立しない。つまり画一的な一斉講義では技術・技能の修得は困難である。一人一人の個性と興味・関心、手の労働の巧緻性等に合わせた指導が必要である。さらに、一人ひとりの個性は、この意味からも、個性に合わせた方法の在り方を論ずべきである。

また、カリキュラムの問題もある。カリキュラムの内容は⑤の課題であるが、どのように編成するかという課題は方法になるからである。

⑨ 職業に対する受講者の心理について論じること

また、「好きはものの上手なれ」とは古今東西を問わずに共通するようである。職業訓練とその仕事は切り離せないとすれば、職業興味などに関する心理学的問題を検討しなければならないといえよう。

⑩ 職業訓練の評価に関して論じること

評価とは何を評価すべきか極めて難しい課題であるが、職業訓練の結果として如何に成果が上がっているかということである。これは極めて漠としている。職業訓練の何処を見るのかによっても多様に存在する。視点を限定して考えるべきである。

⑪ 職業訓練指導員の諸問題を論じること

職業訓練指導員の問題についてはこれまで最も研究が遅れた分野である。その議論がなされていなかったということは、タブーであったということではなく、様々な問題と複雑に絡まっていたために、その絡まりを解す糸口が分からなかつたためだと思われる。そのためには、論じる他にはない。様々な立場から論じ合えば良いのである。社会は大きく変化し、「職業訓練法」の制定時に比較して今日の職業訓練の実態も大幅

に変わっているにも係わらず、職業訓練指導員の資格に関する問題だけは変化がない。このことは、今後の職業訓練の実践を発展させる上でも種々の問題が出てくることが予想される。職業訓練の担当者の問題を無視した実践は不可能である。

⑫ 今後の課題について論じること

この課題は以上の整理でも入らない問題であるが、課題を明確化して独立させるべきものは少なくない。

まず、特に国際協力、国際的動向の課題がある。わが国の職業訓練と国際的整理との比較も重要である。

教育との関係も十分に本稿で整理が終わったとは言えない。「教育基本法」(社会教育)との関係や宮原論(教育の職業教育論)の整理も重要である。そして、「生涯学習」との関係も十分に整理されていない。

また、近く設立される「職人大学」との関係も気になる。カリキュラムや教育訓練の内容は殆ど現在の職業訓練と変わらないことが予想されるが、そこでは文部省の学位が取れるという。この相違をどのように整理すべきであろうか。

あるいは職業訓練の訓練費用の負担の問題と訓練受講権との関係も重要な問題である。今日では「雇用保険法」がかかわってくる。都道府県では県費も係わる。

以上のように、簡単に整理しても「職業訓練学」の課題は多様にある。ここに記していないことで重要な課題が他にもあることと思われる。ご批判、ご提案をいただきたい。

注意すべきことは上記のように個々別々のテーマとして完結するものではなく、職業訓練はむしろ総合的な実践であることを忘れてはならない。従って、例えば中学校で不登校だった訓練生が職業訓練校（技術専門校）で皆勤賞を取るような事例を紹介する場合、カリキュラム、方法、

生徒への接し方等のあらゆることを紹介・整理する必要がある。人の職業的能力の形成を意味のある営みにするためには、既存の単独の学問では整理できない。「職業訓練学」が「統合の学問」である所以である。あるテーマが中心となって、関連するテーマについても論じられるべきである。その中から、事例に共通する事項を抽出して問題を一歩づつ整理することが必要である。このような過程を経て、真に社会に認められる「職業訓練学」エルゴナジーが形成されていくものと考える。

VII. 職業訓練学の利点一結びにかえてー

<「職業訓練学」の重要性>

「職業訓練学」形成への期待は職業訓練界に留まるわけでは無い。学歴しか評価しない社会は問題であり、知育偏重の問題が叫ばれて久しい。この知育偏重論に真正面から対峙する理論はまだ出ていない。それは「職業訓練学」であると考える。立身出世とは異なったキャリアを生かし、尊重する社会が望ましいことは誰の目にも明らかである。学歴以外のキャリアを誇ることが出来なければ不自然である。全員が大学に行けば解決するような問題ではないことを考えれば明らかである。このエルゴナジーのメリットは大きくは五つある。

<「職業訓練学」のメリット>

第一は、日本の「教育観」が独特であるため⁽⁵⁰⁾、世界に共通する概念として便利であるといえる。エルゴナジー観に立てば、これまでの狭い「教育」観を越えて、新たな「教育」観を確立できるのではなかろうか。エルゴナジーは世界的な共通語となりうるはずである。今まで、教育、職業訓練の実態が国により異なり議論ができなかった。また、先に見たように「教育」と“Education”とは概念が明らかに異なっていた。エルゴナジーによって、教育や職業訓練における“グローバルスタンダード”な概念として可能になるといえよう。

その第二は、「職業訓練学」エルゴナジー観に立てば、わが国において使用されている職業訓練、教育訓練、教育・訓練、職業能力開発及び教育等の類似の言葉を全て包摶できることである。これらの用語はこれまで明確な区別のないままそれぞれの思いで使用され、場合によっては差別的に用いられてきた。これらを総合化した言葉としてエルゴナジーは利用できる。

第三のエルゴナジーのメリットは、わが国を含めて先進諸国においても、「教育学」ペタゴジーと「成人教育学」アンドラゴジーとの関係が問われており、その両者を統一的に見る観点として役立つことである。わが国の成人教育学においては在職者の訓練問題が軽視されていることを考えると、この観点は重要である。この観点が不要となるのは、リタイヤしてその後更に職業に就く必要のない人々か、職業に就く意志を持たない人々に対する学習を問題にする場合である。つまり、労働に全く関係なく、直接に生存権の保障に繋がる学習のみはエルゴナジーの対象から除いてもよいとするものである。

第四のメリットは、上の第三のメリットと関連して、わが国における「生涯学習」論がややもすると従来の「社会教育」の延長のように捉えられていることを、「生涯学習」の本質が職業能力問題であることを再確認させることができることである。生涯学習の対象の中で、最も長く、最も必要な学習は、在職者の学習であることは論を待たないところである。しかし、わが国では「生涯学習」論は欧米のようには正しく捉えられていないといえるからである。

第五に、エルゴナジーは発展途上国の教育問題を正しく援助することができるはずである。途上国もわが国側も、往々にして日本の経済成長の根源を「教育の発展」と結びつけて考えているようである。その成長に学校教育が寄与したことを見定しないが、今日の教育問題を無視しては語れないはずである。職業訓練の正しい援助をする上でもエルゴナジ

一の観点は重要であるといえる。

以上のように、今日の教育や職業訓練の諸問題を世界的な立場から統一的に捉えることが可能になるのが「職業訓練学」エルゴナジーのメリットであるといえる。このことにより、わが国で実践されている職業訓練も「学」として位置づけることが出来るはずである。

＜統合の学としての「職業訓練学」＞

ただ、人（労働者または労働者になろうとする人）の職業的能力を開発し、その能力が社会生活において意味のある能力として發揮することが可能となるためには、「職業訓練学」として総合的に研究しなければならない。これまでの分化し、分析すれば解明できるとする学問の発想では困難である。「職業訓練学」は応用可能な研究成果をいかに統合するかにかかっていると思われる。

それは、「教育」と“Education”との統合、ペタゴジーとアンドラゴジーの統合、技術学と経済学と社会学との統合、そして職業訓練の理論と実践の統合の学問であるといえる⁽¹⁾。

そして、あらゆる学問がそうであるように、職業訓練学は研究者の専有物ではないということである。職業訓練学の体系化には職業訓練に携わっている者は誰もが貢献できる。特に実践の体系化無くして職業訓練学の体系化は不可能であるということを認識しなければならない。研究者であっても現実から遊離した「職業訓練学」の理論化は不可能である。同時に、現実の職業訓練を体系化する論理が必要である。そのためには「職業訓練学」はあらゆる知見を統合しなければならない。

(注)

- (1) 岩手県「“労働文化の発祥は職業補導から”の研究」、『職業通信』、昭和23年7月25日。
- (2) 田中萬年「職業訓練と教育をめぐる論点考」、『職業能力開発研究』

第13巻、1995年を参照されたい。

- (3) 早川宗八郎「序」、宗像元介『職人と現代産業』、技術と人間、1996年10月。
- (4) 佐々木輝雄「職業訓練の資料研究について」、『第21回職業訓練大学校研究発表講演会講演要旨集』、昭和58年10月。
- (5) 佐々木輝雄職業教育論集第3巻『職業訓練の課題』、多摩出版、昭和62年12月、342頁。
- (6) 木村力雄「公共職業訓練の社会的存在理由—佐々木氏が探求の末出会ったものー」、同上書、「解説」を参照されたい。
- (7) 宗像元介「発刊の辞」、『職業訓練研究』第1巻、1977年3月。
- (8) 早川宗八郎「序」、田中萬年『職業訓練カリキュラムの歴史的研究』、職業訓練大学校指導学科報告シリーズNo.12、1993年1月。
- (9) 田中萬年、同上書参照。
- (10) 労働省『職業安定法 職業訓練法 緊急失業対策法 労働法コメントアル4』、労務行政研究所、昭和35年5月、273頁。
- (11) 「職業訓練の現況と問題点」、『職業安定広報』臨時増刊号、11頁。
- (12) 労働事務次官「職業訓練法の施行について」、昭和33年7月1日、発職第116号。労働省職業訓練局『職業訓練関係法令・通達集(。)』雇用問題研究会、昭和43年1月、67~68頁。
- (13) 労働省『職業訓練法 労働法コメントアル8』、労務行政研究所、昭和46年5月、67頁。
- (14) 佐々木享「労働者の、教育をうける権利についての覚書」、専修大学『人文科学年報』、1974年3月、20頁。
- (15) 杉村芳美『「良い仕事」の思想』、中公文庫、1997年10月、205~6頁。
- (16) 昭和35年11月経済審議会答申、同12月閣議決定。宮原・丸木・伊ヶ崎・藤岡編『資料 日本現代教育史3』、三省堂、1974年に所収。

- (17) 経済審議会『経済発展における人的能力開発の課題と対策』、大蔵省印刷局、昭和38年3月。
- (18) 田中萬年「『教育基本法』の『勤労の場所における教育』をめぐる教育観」、『職業能力開発大学校紀要』第28号－B、1999年3月を参照されたい。
- (19) 佐々木享「労働組合と企業内教育・職業訓練」、『月刊労働問題』、1972年12月等。
- (20) 拙論、前掲18参照。
- (21) 佐々木英一「権利としての職業教育・訓練」、『障害者問題研究』第25巻第2号、1997年7月に詳しく整理されている。
- (22) 佐藤忠男『学習権の論理』、平凡社、昭和48年11月、122～123頁。
- (23) 同上書、126頁。
- (24) 『日本国語大辞典（第10巻）』、小学館、昭和49年。
- (25) 労働省監修『ILO条約・勧告集（第5版）』、労務行政研究所、昭和54年688頁。なお、ILOの職業訓練に関する勧告等は、石川俊雄「職業訓練の国際基準」、『職業訓練研究』第1巻、1977年3月が整理している。
- (26) 日本ユネスコ国内委員会『ユネスコ関係条約・勧告集』、1973年、141頁。なお、ユネスコの技術教育等の勧告に関する整理は、山崎昌甫「日本の社会と職業訓練」、現代職業訓練研究会編『現代職業能力開発セミナー』、雇用問題研究会、平成3年6月に詳しい。
- (27) 石川俊雄、前掲書25、153頁。
- (28) 戸田勝也「向上訓練への成人教育学的アプローチ」『技能と技術』、1998年4号、57頁参照。
- (29) 同上書。
- (30) 宗像元介『職人と現代産業』、技術と人間、1996年、142頁。
- (31) 宮原誠一「教育の反省」（丸山真男との対談）、『教育』、昭和23年9

月 [8月合併号]、5頁。

- (32) 宗像元介、前掲書30、225頁。
- (33) 例えば “THE RANDOM HOUSE DICTIONARY OF THE ENGLISH LANGUAGE” 1967,は “education” を次のように定義している。
 - 1. to develop the faculties and powers of (a person) by teaching, instruction, or schooling.
 - 2. to qualify by instruction or training for a particular calling, practice, etc.; train: to educate someone for law.
 - 3. to provide education for ; send to school.
 - 4. to develop or train (the ear, taste, etc.): to educate one's palate to appreciate fine food.

このように、“education” は能力を開発することであり、天職の資格を取らせることであるとしている。

- (34) 小原氏は労働者の「職業能力開発」を見る整理として教育を含めて「三層構造論」を提起している。この提起は革新的であるが、「教育学」を含んだ「教育訓練」が区別がされていないといえる。小原哲郎「在職者訓練の三層構造論と今日的基本課題の考察」、『産業教育学研究』第27巻第1号、1997年1月を参照。
- (35) 依田有弘「職業能力開発の現状と課題」、日本社会教育学会6月集会発表レジュメ、1994年6月、1頁。
- (36) 佐藤忠男、前掲書22、105頁。
- (37) 熊沢誠「戦後教育の表と裏」、『働き者たち泣き笑顔』、有斐閣、1993年、122～126頁。
- (38) 吉留久晴「1950年代における普通教育としての技術教育課程論の展開」、名古屋大学教育学部技術職業教育学研究室『職業と技術の教育学』第11号、1988年3月を参照。
- (39) 大和田敢太「労働者の職業教育権」、片岡昇先生還暦記念会編『労働法学の理論と課題』、有斐閣、454頁。
- (40) 技術教育研究会「小・中・高校を一貫した技術教育のための教育課

程試案』、『技術教育研究』別冊1、1995年。しかし、一貫教育の先の労働の基礎としての職業訓練の位置づけが不明確であるように思われる。

- (41) 永井憲一監修『教育条約集』、三省堂、1987年、40~41頁。1948年12月10日第3回国連総会採択。
- (42) 同上書、43~45頁。1966年12月16日第21回国連総会採択。
- (43) 堀尾輝久は、「日本国憲法」において、第26条の教育権が第25条の生存権に継いで規定されていることをさして、生存権のために教育権が位置付いている、としている。「義務教育」、宗像誠也編著『新装版 教育基本法』、新評論、1988年、133頁。
- (44) 花井信「日本義務教育制度成立史論」、牧柾名編著『公教育制度の史的形成』、梓出版、1990年を参照。
- (45) 『朝日新聞』、1998年3月22日日曜版5頁。
- (46) 楠原祖一郎「職業補導に関する考察」、『社会事業研究』第13巻第3号、1923年、9頁。なお「職業補導」とは現在の公共職業訓練のことである。
- (47) 森戸辰男は1946年10月に「新憲法における労働権について」において、「労働権は労働意志と労働能力をもつ失業労働者が、働き口を見出しえぬ場合、国家にたいしてこれが賦与を要求する権利であり、したがって国家の側ではこれを確保すべき義務が存してゐる。それは慈善又は救済事業的なものであつてはならず、したがって生活保護法における生業扶助とは全くその性質を異にする」と主張した。中央労働学園『労働問題研究』昭和21年10月。その他、同年8月の大河内一男の「『完全雇傭』と失業問題」、『厚生時報』昭和21年8月、あるいは翌年1月の藤林敬三の「労働者教育に就て」、『労働問題研究』昭和22年1月等の論文でもその理念が窺える。
- (48) 中央教育課程審議会「教育課程の改善の基本方向について 中間ま

とめ」、平成8年11月17日。同、平成10年7月29日付け（答申）の「概要」。文部省のホームページを参照されたい。

- (49) 田中萬年、前掲書8を参照されたい。
- (50) サミュエル・ハンチントンは『文明の衝突』（鈴木主税訳）集英社、1998年6月において、世界の文明を八つに分類して日本は“一国一文明”的特異な国としているが、教育の側面から見ると、日本の教育観はその他の国の”Education”観と大きく異なった国なのではなかろうか。
- (51) Kazutoshi Tanaka & Michael B. Evers, ERGONAGY – A New Concept in the Integration of “Kyo-iku” and “Education” – ,the Comparative and International Education Society (CIES99), April 1999.

付記 本稿は平成10年10月の「第6回職業能力開発研究発表講演会」における同名の発表を再検討してまとめたものである。また、査読者には貴重なご意見を戴いたことを記して感謝します。

(たなか かずとし 長期課程部指導学科)

(とだ かつや 長期課程部指導学科)